

◎換気設備

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 法第 28 条 第 2 項又 は第 3 項 の規 定に 基づ き換 気設 備が 設け られ た居 室(換 気設 備を 設け るべ き調 理室 等を 除く。)	(1)	機械 換気 設備 (中央 管理方 式の空 気調和 設備を 含む。) の外観	給気機の外気取 入口並びに直接 外気に開放され た給気口及び排 気口への雨水の 浸入等の防止措 置の状況	目視又はこれに類する方法(以 下「目視等」という。)により 確認する。	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以 下「令」という。)第 129 条の 2 の 5 第 2 項 第三号の規定に適合し ないこと。
	(2)		給気機の外気取 入口及び排気機 の排気口の取付 けの状況	目視等又は触診により確認す る。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。
	(3)		各居室の給気口 及び排気口の設 置位置	給気口及び排気口の位置関係 を目視等及び設計図書等によ り確認するとともに、必要に 応じて気流方向を気流検知器 等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の 流れが生じているこ と。
	(4)		各居室の給気口 及び排気口の取 付けの状況	目視等又は触診により確認す る。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。
	(5)		風道の取付けの 状況	目視等又は触診により確認す る。	風道の接続部に損傷が あり空気が漏れている こと又は取付けが堅固 でないこと。
	(6)		風道の材質	目視等又は触診により確認す る。	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第五号の規定に適 合しないこと。
	(7)		給気機又は排気 機の設置の状況	目視等又は触診により確認す る。	機器に損傷があるこ と、取付けが堅固でな いこと又は著しい腐 食、損傷等があるこ と。
	(8)		換気扇による換 気の状況	目視等により確認する。	外気の流れにより著し く換気能力が低下する 構造となっているこ と。
	(9)		各居室の給気口 及び排気口にお	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品 が放置されているこ と。

			ける物品の放置 の状況		
	(10)	機械換 気設備 (中央 管理方 式の空 気調和 設備を 含 む。) の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V = 3600 \nu AC$ この式において、V、ν、A 及び C は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1 時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1 秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C = (V2) \div (V1)$ この式において V1 及び V2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V1 空気調和設備の送風空気量(単位 1 時間につき立方メートル) V2 空気調和設備への取り入れ外気量(単位 1 時間につき立方メートル)	令第 20 条の 2 第一号ロの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ 還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が 100 万分の 1000 を超えていること。 ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が 100 万分の 650 を超えていること。
	(11)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

	(12)	中央 管理 方式 の空 気調 和設 備	空気調 和設備 の主要 機器及 び配管 の外観	空気調和設備の 設置の状況	目視等又は触診により確認す る。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。
	(13)			空気調和設備及 び配管の劣化及 び損傷の状況	目視等により確認する。	空気調和機器又は配管 に変形、破損又は著し い腐食があること。
	(14)			空気調和設備の 運転の状況	目視等又は触診により確認す る。	運転時に異常な音、異 常な振動又は異常な発 熱があること。
	(15)			空気ろ過器の点 検口	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1832 号第四号の規定に 適合しないこと又は点 検用の 10 分な空間が確 保されていないこと。
	(16)			冷却塔と建築物 の他の部分との 離隔距離	目視等により確認するととも に、必要に応じ鋼製巻尺等 により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 二号の規定に適合しな いこと。
	(17)	空気調 和設備 の性能	空気調 和設備 の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度 計により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(四)項の規定に 適合しないこと。
	(18)			各居室の相対湿 度	居室の中央付近において湿度 計により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(五)項の規定に 適合しないこと。
	(19)			各居室の浮遊粉 じん量	居室の中央付近において粉じ ん計により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(一)項の規定に 適合しないこと。
	(20)			各居室の一酸化 炭素含有率	居室の中央付近においてガス 検知管等により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(二)項の規定に 適合しないこと。
	(21)			各居室の二酸化 炭素含有率	居室の中央付近においてガス 検知管等により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(三)項の規定に 適合しないこと。
	(22)			各居室の気流	居室の中央付近において風速 計により測定する。	令第 129 条の 2 の 5 第 3 項の表(六)項の規定に 適合しないこと。
二 換気 設備 を設 ける べき	(1)	自然換気設備 及び機械換気 設備		排気筒、排気フ ード及び煙突の 材質	目視等又は触診により確認す る。	不燃材でないこと。
	(2)			排気筒、排気フ ード及び煙突の 取付けの状況	目視等又は触診により確認す る。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。

調理室等	(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。
	(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。
	(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。
	(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視等又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。
	(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 115 条第 1 項第三号イ(2)又は第 2 項の規定に適合しないこと。
	(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 115 条第 1 項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視等により確認する	昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第四号の規定に適合しないこと。
	(12)		換気扇による換気の状況	目視等により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(13)		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でな

					いこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(14)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V = 3600 \nu A$ この式において、V、 ν 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)	令第20条の3第2項第一号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。
三 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	(1)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視等により確認する。	令第112条第21項の規定に適合しないこと。
	(2)		防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(3)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。
	(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。

	(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第二号ニ(2)に適合しないこと。 熱感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 2 第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					
	1 項(3)、(10)及び(17)から (22)まで、 2 項 (14)並びに 3 項(9)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録		
	1 項(1)、(2)、(5)から(8)まで、 (11)から (13)まで、 (15)及び (16)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録		
	1 項(4)及び (14)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録		

◎排煙設備

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1 令第 123 条第 3 項 第二 号に 規定 する 階段 室又 は付 室、 令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に 規定 する 昇降 路又 は乗 降ロ ビ ー、 令第 126 条の 2 第 1 項 に規 定す る居 室等	(1)	排煙機	排煙機 の外観	排煙機の設置の 状況	目視等又は触診により確 認する。	基礎架台の取付けが堅固でな いこと又は著しい腐食がある こと。
	(2)			排煙風道との接 続の状況	目視等により確認する。	接続部に破損又は変形がある こと。
	(3)			煙排出口の設置 の状況	目視等により確認する。	排出された煙により他への影 響のおそれがあること。
	(4)			煙排出口の周囲 の状況	目視等により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があ ること。
	(5)			屋外に設置され た煙排出口への 雨水等の防止措 置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できな いこと。
	(6)	排煙機 の性能		排煙口の開放と の連動起動の状 況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作 動しないこと。
	(7)			作動の状況	聴診又は触診により確認 する。	排煙機の運転時の電動機又は 送風機に異常な音又は異常な 振動があること。
	(8)			電源を必要とす る排煙機の予備 電源による作動 の状況	予備電源により作動の状 況を確認する。	予備電源により作動しないこ と。
	(9)			排煙機の排煙風 量	煙排出口の同一断面内か ら 5 箇所を偏りなく抽 出し、風速計を用いて 1 点につき 30 秒以上継続 して風速を測定し、次の 式により排煙風量を算出 する。 $Q=60AVm$ この式において、Q、A 及び Vm は、それぞれ次 の数値を表すものとし る。 Q 排煙風量(単位 1 分 につき立方メートル) A 排煙出口面積(単位 平方メートル)	令第 123 条第 3 項第二号若 しくは令第 129 条の 13 の 3 第 13 項(これらの規定中国土 交通大臣が定めた構造方法の うち排煙機に係る部分に限 る。)又は令第 126 条の 3 第 1 項第九号(令第 128 条の 7 第 1 項の規定が適用され、か つ、区画避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行われてい ない場合にあっては、令第 126 条の 3 第 1 項第九号を、 令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適 用され、かつ、階避難安全性 能又は全館避難安全性能に影

				Vm 平均風速(単位 1 秒につきメートル)	響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第二号及び令第126条の3第1項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外觀	排煙口の位置	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1436号第三号又は令第126条の3第1項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(12)			排煙口の周囲の状況	目視等により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
(13)			排煙口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(14)			手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(16)		機械排煙設備	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。

	(17)	の排煙口の性能	排煙口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	(18)		排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 1秒につきメートル)	令第126条の3第1項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(20)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
	(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(22)		排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(23)		排煙風道の材質及び埋設部分を除く。)	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響

					を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(24)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。		令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		断熱材に脱落又は損傷があること又は令第 126 条の 3 第 1 項第七号で準用する令第 115 条第 1 項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(26)	防火ダンパー (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるもの)	防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。		取付けが堅固でないこと。
(27)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。		ダンパーが円滑に作動しないこと。
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。		防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。		天井、壁等に一辺の長さが 45 センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作

		のを除く。)			動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視等により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ 1.5 ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視等により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一号口又はハ及び第二号口又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(35)			手動開放装置の設置の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避

					難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1秒につきメートル)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(39)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
	(40)	特殊な構造の	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(41)	排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を	給気風道の材質	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響

		除く。)			を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(42)			給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(43)			防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(45)			給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
(46)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第 126 条の 3 第 2 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(47)			作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(48)			電源を必要とする給気送風機の	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。

			予備電源による作動の状況		
	(49)		給気送風機の給気風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 給気風量(単位 1分につき立方メートル) A 吸込口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 1秒につきメートル)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(51)	特殊な構造の排煙設備の給	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	(52)	気送風機の吸	吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(53)	込口	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
2 令第123 条第3項 第二	(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(2)	用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー	給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。

号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー		に設ける排煙口及び給気口				
	(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(4)			排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(5)			排煙風道の材質	目視等により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(7)			給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(8)			給気口の手動開放装置の設置の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第五号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(10)			給気口の性能	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
	(11)			給気口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	(12)		給気風道(隠	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。

(13)	蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(14)		給気風道の材質	目視等により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(16)		給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(18)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(19)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(21)		給気送風機の吸込口	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。

	(22)		吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を 40 センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大さき及び位置	目視等により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(26)		空気逃し口周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
	(27)		空気逃し口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視等により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。
	(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視等により確認する。	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(30)			圧力調整装置の 周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障 害物があること。
	(31)			圧力調整装置の 取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は 著しい腐食、損傷等があるこ と。
	(32)		圧力調 整装置 の性能	圧力調整装置の 作動の状況	目視等により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しな いこと。
3 令第 126 条の 2 第 1 項 に規 定す る居 室等	(1)	可動防煙壁		手動降下装置の 作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこ と。
	(2)			手動降下装置に よる連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(3)			煙感知器による 連動の状況	発煙試験器等により作動 の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(4)			可動防煙壁の材 質	目視等により確認する。	不燃材料でないこと。
	(5)			可動防煙壁の防 煙区画	目視等により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動 を妨げる効果がないこと。
	(6)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御 及び作動の状況を確認す る。	中央管理室において制御又は 作動の状況を確認できないこ と。
4 予備 電源	(1)	自家用 発電装 置	自家用 発電装 置等の 状況	自家用発電機室 の防火区画等の 貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは 第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適 合しないこと。
	(2)			発電機の発電容 量	予備電源の容量を確認す る。	自家用発電装置の出力容量が 少なく、防災設備を 30 分以 上運転できないこと。
	(3)			発電機及び原動 機の状況	目視等又は触診により確 認する。	端子部の締め付けが堅固でな いこと、計器若しくは制御盤 の表示ランプ等に破損がある こと又は原動機若しくは燃料 タンクの周囲に油漏れ等があ ること。
	(4)			燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽 の貯蔵量が少なく 30 分間以 上運転できないこと又は潤滑 油が機器に表示された適正な 範囲内にないこと。

	(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で 2.2 から 2.9 メガパスカル、低圧側で 0.7 から 1.0 メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
	(9)		自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気が 10 分でなく室内温度が摂氏 40 度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
	(11)		接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)第 58 条の規定値を下回っていること。
	(13)	自家用 発電装 置の性 能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
	(14)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこと。
	(15)		運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

	(16)			排気の状況	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
	(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視等又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が 10 分でないこと。
	(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず 30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
	(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
	(22)			給気部及び排気管の取付けの状況	目視等により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
	(23)			V ベルト	目視等又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
	(24)			接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(25)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条の規定値を下回っていること。

	(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					
	1 項(9)、(18)、(20)、(37)、(39)及び(49)並びに 2 項(24)並びに 3 項(3)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録		
	1 項(2)、(4)、(6)から(8)まで、(10)、(12)から(14)まで、(16)、(19)、(21)、(22)及び(27)、2 項(1)から(4)まで、(6)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(16)から(20)まで及び(26)から(28)まで、3 項(2)、(5)及び(6)並びに 4 項(3)から(8)まで及び(10)から(17)まで		前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録		

◎非常用照明設備

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1 照明器具	(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 1 第一号の規定に適合しないこと。
	(2)		照明器具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
2 電池内蔵形の蓄電池、 電源別置形の蓄電池及び 自家発電装置	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(2)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。ただし、自動検査機能を有し、非常時のみ LED ランプが点灯するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第四第一号の規定に適合しないこと。
	(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	
	(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視等により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 112 条第 20 項又は第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。

3 電源 別置 形の 蓄電 池及 び自 家用 発電 装置	(1)	配線		照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
	(2)			電気回路の接続の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和 45 年建設省第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
	(3)			接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
	(4)			予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 第三号の規定に適合しないこと。
	(5)	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。
	(6)			蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。
4 電池 内蔵 形の 蓄電 池	(1)	配線及び 充電ラン プ		充電ランプの点灯の状況	目視等により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	(2)			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視等により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
5 電源 別置 形の 蓄電 池	(1)	蓄電 池	蓄電池等	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(2)		の状況	蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏 40 度を超えていること。
	(3)		の状況	蓄電池の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	(4)			電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。

	(5)	蓄電池の性能	電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(6)		電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏 45 度を超えていること。
	(7)		充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(8)		キュービクルの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
6 自家用発電装置	(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(2)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を 30 分以上運転できないこと。
	(3)		発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく 30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で 2.2 から 2.9 メガパスカル、低圧側で 0.7 から 1.0 メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの

				接続部に緩み、液漏れ等があること。
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
(9)		自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が 10 分でなく室内温度が摂氏 40 度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
(11)		接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条の規定値を下回っていること。
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
(14)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこと。
(15)		運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(16)		排気の状況	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

5 項(2)から(6)まで並びに 6 項(3)から(8)まで及び(10)から(17)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。